

## ○岡山市一時預かり事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 保護者の育児疲れによる心理的若しくは身体的負担を軽減するため、又は、疾病、出産、勤務形態の多様化等に伴い、一時的に家庭での保育が困難となる場合に安心して子育てができる体制を整備するため、事業者が、特定教育・保育施設等の実施場所において自主的に一時預かり事業（以下「本事業」という。）に取り組む場合、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が運営する事業所をいう。
- (2) 一時預かり 特定教育・保育施設等で行われる児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。
- (3) 一般型一時預かり 市内に居住し、主として特定教育・保育施設等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して、本市内の特定教育・保育施設等で行われる一時預かり事業をいう。
- (4) 幼稚園型Ⅰ一時預かり 市内に居住し、主として幼稚園又は認定こども園（以下、「幼稚園等」という。）に在籍する満3歳以上の幼児に対して、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等で行われる一時預かり事業をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その実施に当たっては、この条に規定するもののほか、「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号）の別紙「一時

預かり事業実施要綱」によるものとする。

(1) 一般型一時預かり事業 次に掲げる要件のいずれをも満たした一般型一時預かりを実施する事業

ア 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第36条の35第1号に規定する基準を満たし、乳幼児の処遇に支障のないようにすること。

イ 日々の乳幼児の受入れについては、乳幼児の家庭状況及び健康状態の把握に努めつつ、保育需要に応じて弾力的に対応すること。

ウ 日々の利用対象児童数、利用事由等の実施状況に関する書類を整備すること。

(2) 幼稚園型 I 一時預かり事業 次に掲げる要件のいずれをも満たした幼稚園型 I 一時預かりを実施する事業

ア 施行規則第36条の35第2号（ロは附則第56条第1項において読替え）に規定する基準を満たし、幼児の処遇に支障のないようにすること。

イ 日々の利用対象児童数等の実施状況に関する書類を整備すること。

ウ 教育時間と一時預かり時間を合わせて8時間以上の施設利用が可能な体制を確保すること。

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、法第34条の12第1項に規定する届出をした第2条第2項第1号に規定する特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの

（補助対象経費）

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一時預かりの実施に必要な人件費、給食費その他必要な経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、施設又は事業者ごとに、第3条各号に掲げる補助事業の区分に応じ、補助対象経費の実支出額から徴収金、寄附金その他の収入金を控除した額と別表第1に定める基準額とを比較して、いずれか少ない方の額を合計した額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第5条第1項第1号から第4号に規定する書類の提出は要しない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 一時預かり事業の実施状況が明らかになる書類
- (2) 補助事業に係る経費の収支決算書
- (3) 市税を滞納していないことを証明する書類

(着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第9条 規則第16条第2項の規定により、実績報告書の提出は要しない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第3条第1号及び第2号に定める基準については、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和6年3月13日内閣府令第18号（以下「改政府令」という。）による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）第33条第2項の規定は、令和6年度に限り、適用しない。この場合において、改政府令による改正前の設備運営基準第33条第2項の規定は、なおその効力を有する。

別表第1（第6条関係）

基準額は、第3条各号に掲げる補助事業の区分に応じ、次の各号ごとに算定された額とする。

(1) 一般型一時預かり事業

(ア) 基本分

年間延べ利用児童数	1か所当たり年額単価
300人未満	2,833,000円
300人以上900人未満	3,105,000円
900人以上1,500人未満	3,321,000円
1,500人以上2,100人未満	4,797,000円
2,100人以上2,700人未満	6,273,000円
2,700人以上3,300人未満	7,749,000円
3,300人以上3,900人未満	9,225,000円
3,900人以上4,500人未満	10,701,000円
4,500人以上5,100人未満	12,177,000円
5,100人以上5,700人未満	13,653,000円
5,700人以上6,300人未満	15,129,000円
6,300人以上6,900人未満	16,605,000円
6,900人以上7,500人未満	18,081,000円
7,500人以上8,100人未満	19,557,000円
8,100人以上8,700人未満	21,033,000円
8,700人以上9,300人未満	22,509,000円
9,300人以上9,900人未満	23,985,000円
9,900人以上10,500人未満	25,461,000円
10,500人以上11,100人未満	26,937,000円
11,100人以上11,700人未満	28,413,000円
11,700人以上12,300人未満	29,889,000円

12,300人以上12,900人未満	31,365,000円
12,900人以上13,500人未満	32,841,000円
13,500人以上14,100人未満	34,317,000円
14,100人以上14,700人未満	35,793,000円
14,700人以上15,300人未満	37,269,000円
15,300人以上15,900人未満	38,745,000円
15,900人以上16,500人未満	40,221,000円
16,500人以上17,100人未満	41,697,000円
17,100人以上17,700人未満	43,173,000円
17,700人以上18,300人未満	44,649,000円
18,300人以上18,900人未満	46,125,000円
18,900人以上19,500人未満	47,601,000円
19,500人以上20,100人未満	49,077,000円

(イ) 減免加算分

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年岡山市条例第23号。以下「条例」という。）別表に掲げるA階層及びB階層に該当する世帯に対して、徴収金の減免を行った場合、乳幼児1日1人につき、実際に減免した額と2,000円とを比較して少ない方の額に利用日数を乗じて得た額の合計額とする。

(2) 幼稚園型I一時預かり事業

(ア) 基本分

区分	児童1人当たり日額単価
ア 基本分 平日の教育時間前後や長期休業日の 利用に適用	(ア) 年間延べ利用児童数2,000人超 基準額 ①平日 400円 ②長期休業日（8時間未満） 400円

	<p>③長期休業日（8時間以上） 800円</p> <p>(イ) 年間延べ利用児童数2,000人以下 基準額</p> <p>①平日 次の算式により算定した額 1,600,000円を年間延べ利用児童 数で除した額から400円を減じた額（1 0円未満切り捨て）</p> <p>②長期休業日（8時間未満） 400円</p> <p>③長期休業日（8時間以上） 800円</p>
<p>イ 休日分</p> <p>土曜日，日曜日及び国民の休日等の 利用（1日当たり8時間）に適用</p>	<p>基準額 800円</p>
<p>ウ 長時間加算</p> <p>上記区分ア及びイの利用において， ア（ア）①及びア（イ）①については 1日当たり4時間（又は教育時間との 合計が8時間），ア（ア）③,ア（イ） ③及びイについては1日当たり8時間 を超えた利用（概ね1日当たり1時間 以上）に適用</p> <p>上記区分アの利用において，ア（ア） ②及びア（イ）②について1日当たり 4時間を超えた利用（概ね1日当たり 1時間以上）に適用</p>	<p>基準額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超えた利用時間が2時間未満 150円</li> <li>・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円</li> <li>・ 超えた利用時間が3時間以上 450円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超えた利用時間が2時間未満 100円</li> <li>・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円</li> <li>・ 超えた利用時間が3時間以上 300円</li> </ul>

(イ) 減免加算分

条例別表に掲げるA階層及びB階層に該当する世帯に対して徴収金の減免を行った場合，幼児1日1人につき，実際に減免した額と次の表に定める額とを比較して少ない方の額に利用日数を乗じて得た額の合計額とする。

1日の利用時間	
4時間未満の場合	4時間以上の場合
1,000円	2,000円